

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告

▶ 問合せ 沼田税務署 ☎ 22-2133

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。申告期限は3月15日(金)までです。時間と日程に余裕をもってお出かけください。



会場

沼田税務署 1階会議室

期間

2月16日(金)から3月15日(金)

※土、日及び祝日を除きます。

受付時間

午前8時30分から午後4時

※相談開始は午前9時からになります。

入場方法

会場への入場には、整理券が必要になります。次の方法により取得してください。

1. 国税庁LINE公式アカウントを利用したオンラインでの事前発行
2. 会場で当日配付を受け取る

※配付状況により、相談受付を終了する場合があります。

注意事項

- ・会場では、スマホ申告を基本とした相談体制となります。
- ・書類が不足している場合は、受付ができませんので、事前に国税庁HPなどをご確認ください。

オンラインを利用した申告について

確定申告には、ご自身のスマホ・パソコンから国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用するe-Taxが便利です。確定申告会場に出向かずにご自宅から確定申告ができますので、ぜひe-Taxをご利用ください。

また、マイナポータル連携を利用すると、確定申

告書の該当項目が自動入力されるため、寄附金受領証明書や医療費通知情報などを1件ずつ入力する手間が不要になります。さらに、給与所得の源泉徴収票なども自動入力の対象になり便利です。ぜひ、この機会にマイナポータル連携のご利用をお願いします。

転出届はマイナポータルから

▶ 問合せ 住民課住民係 ☎ 25-3242

引越しをする際に手続きが必要な転出届は、マイナポータルを通じてオンラインによる提出が可能です。このサービスを利用する方は、転出にあたり村への来庁が原則不要となります。まだマイナンバーカードをお持ちでない方は、ぜひこの機会に申請しましょう。

電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、日本国内での引越しをする方がご利用いただけます。ご自身単身での引越しの他、ご自身と同一世帯員、ご自身以外の世帯員の方の引越しでも利用可能です。

※マイナポータルを通じて転出届の提出をした後は、別途、転入先市区町村窓口で転入届などの手続きが必要です。詳しくはデジタル庁ホームページをご覧ください。

スマートフォンで
転出届ができます！

デジタル庁
ホームページ

